

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

役員報酬の変更手続き

Q : 取締役の報酬を変更したいのですが、どのような手続きが必要でしょうか。

A : 定時株主総会で報酬総額の限度変更をしておき、取締役会で各役員ごとの額を変更することになります。

【解説】

取締役の報酬の決定方法については、取締役のお手盛りによって会社の利益が害されないように、定款か株主総会の決議で定めることにしています。しかし、定款で定めると変更する手続きが面倒なため、大部分の会社では、株主総会の決議で決定しています。

一般的には会社の定款で、「取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める」とされ、株主総会の決議においては、「取締役の報酬総額を年額金〇〇万円以内とし、その配分方法は取締役会に一任する」などとされていますので、定時株主総会で報酬総額の限度変更をしておき、取締役会で必要に応じその定められた範囲内で各役員ごとの額の変更をする方法をとればよいでしょう。そうすれば、変更のつど株主総会を開催して定款の変更などをする必要はなく、取締役会を開催するだけで足りることになります。この場合、決議事項は、議事録を作成し記録しておきます。

なお、役員報酬を過去に遡って増額する場合において、その増額が定時株主総会において行われ、かつ、その増額をした日を含む事業年度の期首までの遡及である場合には、その差額支給額は報酬として認められます。

